○四国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十八日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号　高知県幡多郡黒潮町上川口字鳥羽道添一六七二番一から同町上川口字大ナシ谷一六七〇番三まで　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月二十八日

○四国地方整備局告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十八日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道五十六号　高知県幡多郡黒潮町上川口字鳥羽道添一五八九番イ地先から同町上川口字道下山一六七四番六地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　海岸管理者　高知県知事　尾﨑　正直

住所　高知県高知市丸ノ内一丁目二番二十号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

㈠　道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕

㈡　原則として㈠に係る部分の災害復旧

四　管理の期間　平成二十三年四月二十八日から当該施設の存続する日まで

○九州地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十八日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡市博多区堅粕一丁目六七番から同市西区拾六町一丁目四〇番三まで	前	A 一四・〇〇～三〇・〇〇	六六・二〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 三〇・〇〇～二九四・〇〇	一〇・三六三キロメートル	
	後	A 一四・〇〇～三〇・〇〇	六六・二〇メートル	
		B 三〇・〇〇～二九四・〇〇	一〇・三六三キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十八日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	霧島市福山町福山字二間瀬三八六〇番一から同市福山町福山字田尻三九六四番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月二十八日

○九州地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十八日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二号	福岡市博多区三筑一丁目一番三から春日市須玖北一丁目一番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月二十九日

○北海道開発局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十八日　北海道開発局長　高松　泰

一　㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百三十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道河西郡中札内村栄東三線一五七番三から同道中川郡幕別町忠類共栄二〇番一三まで	前	A 一八・五〇～九〇・二三	二三・一七九メートル	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E 一四・四〇～一〇二・八〇	一八・二三四キロメートル	
	後	A 一八・五〇～九〇・二三	二三・一七九メートル	
		B・C・D・E・F 一四・四〇～一九八・五四	一九・六八五キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

二　㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百三十八号及び二百三十九号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
紋別市小向三九四番から同市小向三九八番まで	前	二一・〇〇～二三・〇〇	二二・〇〇メートル
	後	二一・〇〇～二四・〇〇	二九四・〇〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

三　㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百七十四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道沙流郡日高町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署六七林班ち小班から同町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署六九林班い小班まで	前	二三・〇〇～二六・五〇	二二・五七六メートル
	後	二六・五〇～二六五・〇〇	二二・五七六キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部